第4章 計画の主な事業

| 【凡例】 | _ ` |
|---------------|-----|
| …特に重点的に取り組む事業 | |

方向性 I 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

1 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等

(1)安全・安心に関する意識の高揚

| | T | |
|---|---|---|
| 1 | 防災訓練の実施 危機管理室 危機管理課 | 各区の地域特性に応じた防災訓練を実施し、 地域住民の防災意識の高揚と区における防災 体制の充実を図る。 |
| 2 | 男女共同参画基本計画推進事業 (配偶者等からの暴力対策事 業) 総務市民局 女性の輝く社会推進室 | 配偶者や恋人等、親しい関係にある人からの 暴力は重大な人権侵害であることを誰もが認 識し、暴力を容認しない意識の醸成のため、 広報・啓発事業を行うとともに、「北九州市 DV 対策関係機関連絡会議」の開催など情報 交換等を行い、関係機関の連携強化を図る。 |
| 3 | 安全·安心条例行動計画推進 事業 総務市民局 安全·安心推進課 | この計画の目標となる北九州市の刑法犯認知件数の減少のため、特に件数の多い <u>罪種</u> *である自転車盗等に焦点を当て、警察、関係団体等と連携し、市民等の防犯意識の向上に取り組む。 |
| 4 | 子どもと女性の「防犯カアップ」事業 総務市民局 安全・安心推進課 | 「地域安全マップづくり」や防犯の専門家 (日本ガーディアン・エンジェルス)による 体験型セミナーに加え、子どもを見守る立場 にある教員や保護者を対象とした「見守りセミナー」を通じて、子どもや女性の防犯意識 や危機回避能力の向上を図る。 |
| 5 | 北九州市「暴力追放・安全安心まちづくり」市民大会 | 北九州市における暴力団排除機運の醸成を図るとともに、地域で自主防犯活動を行う団体を顕彰し、安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進を図る。 |
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | |

| 6 | 児童虐待の早期発見・迅速かつ 適切な対応及び児童への支援の ための連携強化 | 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会などを通じて、関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員等に対する研修会の実施や市民啓発などに努める。併せて、児童相談所へ通告・相談のできる全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」を広く周知する。 |
|---|---|--|
| | 」との外に内 」目で人族所 」との心目にファ | IA (PA) So |
| 7 | 住宅防火対策の推進 | 高齢者・障害のある人等への訪問活動を行い、防火・防災啓発の普及を図るとともに、 |
| | 消防局 予防課 | 火災及び焼死事故等の防止に努める。 |
| 8 | 市場・商店街等の防火対策の 推進 | ひとたび火災が発生すれば、火災が大規模化するおそれの高い市場・商店街等の地域に対して、防火啓発や指導を強化するとともに、地域や警察等と一体となった取組を推進す |
| | 消防局 予防課 | る。 |

(2) 安全・安心なまちづくりの新たな担い手の育成

| 1 | 新たな防犯活動の推進 総務市民局 安全・安心推進課 | 買い物やウォーキング又は営業活動等の日常 生活の中で、「防犯の視点」を持って、地域 の子ども、女性、高齢者などの見守りを行う 「ながら見守り」活動を推進する。 |
|---|------------------------------|--|
| 2 | 学生安全・安心ボランティア 活動の推進 | 市内で活動する学生ボランティアが一堂に会し交流を深める連絡会議や、防犯活動に必要な知識を習得する防犯アカデミー(防犯リー |
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | ダー養成講座)を開催する。 |

(3)交通安全の推進

| 1 | 交通安全推進事業 | 交通安全計画に基づき啓発等を実施する。生 涯にわたる交通安全教育及び効果的な広報啓 発活動により、市民に広く交通安全思想を普 |
|---|----------------|--|
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | 及し、交通事故防止を図る。 |
| | | 高齢運転者の個々の特性に応じて、安全運転 |
| 2 | 高齢運転者の交通安全対策 | の継続の支援や、運転に不安がある方に対し |
| _ | | ては運転免許証自主返納の支援を行い、高齢 |
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | 運転者による事故の防止に取り組む。 |

| 3 | 自転車交通安全の啓発推進 | 自転車利用者の安全運転に関する意識の高揚を図るため、中学生を対象とした自転車交通 ルール検定の実施等、自転車のルール・マナーの啓発強化や保険の加入促進に取り組む。 |
|---|----------------|--|
| | | また、ヘルメットの着用(努力義務)につい |
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | て、周知・啓発を行う。 |

(4)暴力団の排除の推進

| 1 | 暴力追放の推進 | 市の事業からの暴力団排除をはじめ、暴力追放大会の実施や市民等への支援等、警察等との連携を深め、官民一体となった暴追活動を |
|---|---|---|
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | 強化する。 |
| 2 | 暴力団事務所撤去運動支援事業 | 市民等による暴力団排除の自主的な取組を支援し、社会全体での暴力団排除機運を更に高め、浸透させていくため、福岡県の制度と連携して、暴力団事務所として事務所を使わせないための市民運動・住民訴訟等の実施費用 |
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | を補助する。 |
| 3 | 元暴力団員の社会復帰対策推進 事業 | 暴力団員の離脱・就労支援に関する相談窓口を設置するとともに、暴力団離脱者を雇用した事業者に対し、同離脱者の資格等取得費用、引越費用の一部を補助することで、離脱・就労を促進し、暴力団の弱体化を図る。 |
| | 総務市民局 安全·安心推進課 | 版・ |
| 4 | 若者の犯罪行為への加担防止啓 発事業 総務市民局 安全・安心推進課 | 若者による犯罪行為への加担を防止するため、広報啓発物(チラシ等)の作成及び犯罪行為への関与が予見される対象者に対して <u>夕</u> <u>ーゲティング広告</u> *を使った啓発を実施し、犯罪行為の未然防止を図る。 |

(5) 迷惑行為の防止の推進

| 1 | モラル・マナーアップ関連 条例推進事業 | モラル・マナーアップ関連条例の周知・啓発 や重点地区における巡視活動などに取り組 |
|---|------------------------|--|
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | み、市民のモラル・マナーアップを図る。 |
| 2 | 民間事業者による啓発活動 | 外国人技能実習生に対する交通ルール遵守の 教育や従業員向けのモラル・マナーアップ啓 発に取り組むよう関係団体を通じて働きかけ |
| | 総務市民局安全・安心推進課 | を行う。 |

| | | 北九州市客引き行為等の適正化に関する条例 |
|---|----------------|----------------------|
| | 客引き行為等の適正化に関す | の周知・啓発や禁止地区における巡視活動な |
| 3 | る条例推進事業 | どに取り組み、公共の場所の安全・快適な通 |
| | | 行及び利用を実現し、北九州市の魅力と活力 |
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | の向上を図る。 |

(6)消費生活等に関する安全・安心の推進

| 1 | 消費者啓発の推進 | 悪質化・巧妙化する消費者被害や二セ電話詐欺等を未然に防止するため、消費者自身が危機回避する行動や被害にあった場合の適切な対処法を身につけるため、北九州市消費者教 |
|---|----------------------|---|
| | 総務市民局 消費生活センター | 育推進計画の策定や啓発事業等を実施する。 |
| 2 | 詐欺被害・犯罪加担行為防止 の取組 | 二七電話詐欺など詐欺被害を未然に防止する ための電話機購入助成事業や、若者が詐欺事 案などに加担しないための啓発事業等を実施 する。 また、SNS型投資・ロマンス詐欺など、新 たな手口の詐欺被害を防止するため、警察と |
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | 連携して広報啓発を実施する。 |

(7) 自転車盗・万引き行為防止対策の推進

| 1 | 自転車盗・万引き行為防止の ための啓発活動 | 警察、関係団体等と連携し、自転車盗や万引き犯罪の調査・分析を行い、対象を絞った上でリーフレット作成・配布等による啓発活動を実施することで、市民等の防犯意識の向上に取り組む。 また、自転車盗抑止のための防犯カメラ設置 |
|---|--------------------------|--|
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | を検討する。 |
| | | 小倉都心部において、自転車の盗難防止に向 |
| | Keeple(キープル)活動への | けて駐輪場の利用促進や違法駐輪の防止など |
| 2 | 協力 | を目的に、北九州市立大学生が中心となって |
| | | 実施している啓発活動(Keeple 活動)への |
| | 都市整備局 道路維持課 | 協力を行う。 |

方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築

1 地域における安全・安心に関する活動の推進(ソフト面)

(1) 地域活動の推進

| 1 | 地域防犯対策事業 総務市民局 安全·安心推進課 | 市民の自主防犯意識の醸成を図るとともに、 地域の自主防犯活動への支援等を行い、 「安全・安心なまち北九州市」の実現を図 る。 |
|---|-------------------------------|---|
| 2 | 生活安全パトロール隊支援事業 総務市民局 安全・安心推進課 | 安全で安心して暮らせるまちづくりのために、地域の防犯パトロールや子どもの見守り活動等の自主防犯活動を行っている生活安全パトロール隊への物品更新を支援する。 |

(2)地域の防災力の強化

| | みんな de Bousai まちづくり | 災害から命を守りぬくために、自ら命を守る |
|---|-------------------------------|----------------------|
| | | 「自助」意識の醸成や地域で助け合う「共 |
| 1 | がんな de Dodsal ようしくり 推進事業 | 助」の風土づくりなどによる地域防災力の向 |
| ' | 推進事業 | 上を目指して、地区防災計画づくりを支援す |
| | | るとともに、地域防災の担い手の育成に取り |
| | 危機管理室 危機管理課 | 組む。 |
| | | 家族から避難の支援が得られないことや自力 |
| | | で避難することが困難な高齢者・障害のある |
| | 避難行動要支援者避難支援 | 人(避難行動要支援者)の名簿を作成し、地 |
| 2 | 事業 | 域へ情報を提供するとともに、避難行動要支 |
| | | 援者ごとに個別避難計画を作成するよう支援 |
| | | することで、災害時の自助·共助による避難 |
| | 危機管理室 危機管理課 | 支援の仕組みづくりを促進する。 |
| | | 「市民防災会」の防災委員等(校区会長、町 |
| | 自主防災活動の推進 | 内会長、組・班長等)を対象とした防災リー |
| 3 | | ダー研修や訓練指導等による支援・指導を継 |
| | 消防局 予防課 | 続し、市民の自助・共助意識の醸成を図る。 |

(3)子どもの見守り活動の推進

| 1 | 地域防犯対策事業(再掲) | 市民の自主防犯意識の醸成を図るとともに、 地域の自主防犯活動への支援等を行い、 「安全・安心なまち北九州市」の実現を図 |
|---|----------------|---|
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | ී |

| 2 | <u>スクールヘルパー</u> *の配置 | 保護者や地域の方等を「スクールヘルパー」 |
|---|----------------------|----------------------|
| | | として学校に配置登録し、様々な知識や経験 |
| | | を活かしながら、学校の教育活動を支援す |
| | 教育委員会 学校教育課 | る 。 |

(4) 青少年の非行等を生まない環境の構築

| 1 | 北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業 子ども家庭 こども若越倉課・子ども総合センター、 総務市民局安全・安心推進課、 保健福祉局地域医療課・医務薬務課 教育委員会生徒指導課 | 子どもの安全を守る「はいかい防止声かけ ネットワーク」や「就労支援」への取組を強 化するなど、青少年の非行防止施策を総合的 かつ積極的に展開する。 |
|---|---|---|
| 2 | 詐欺被害・犯罪加担行為防止 の取組(再掲) 総務市民局 安全・安心推進課 | 二セ電話詐欺など詐欺被害を未然に防止する ための電話機購入助成事業や、若者が詐欺事 案などに加担しないための啓発事業等を実施 する。 また、SNS型投資・ロマンス詐欺など、新 たな手口の詐欺被害を防止するため、警察と 連携して広報啓発を実施する。 |

(5) 性暴力を根絶するための取組の推進

| 1 | 性暴力被害者等に対する総合 相談窓口の設置 | 性犯罪被害者が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び直接的支援を行う「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県、福岡市と共同で運営し、支援体制の強化を図る。 また、被害者も加害者も生まないための取組 |
|---|--------------------------|--|
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | として、福岡県の「福岡県性暴力加害者相談 窓口」の周知等を行う。 |
| 2 | 性暴力被害者支援等に関する 広報・啓発等 | 「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の ポスターやチラシ、カード等の広報物を市内 公共施設に掲示・配架するとともに、市内転 |
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | 入者へ配布を行う。 |
| 3 | 性暴力根絶等に関する教育 活動 | 「性差別等人権に関する教育」、「体や性の 仕組みに関する教育」、「性に関する心理学 的見地からの教育」、「性暴力及び性被害の 実情等に関する教育」などの総合的な教育 |
| | 教育委員会 生徒指導課 | を、児童・生徒の発達段階に応じて行う。 |

2 安全・安心に配慮した環境の整備(ハード面)

(1) 安全・安心に配慮した環境の構築

| | | 方門にもけて初まの珍生はよる多年の中へち |
|-----|----------------|----------------------------|
| | | 夜間における犯罪の発生防止や通行の安全を |
| 1 | 防犯灯関連事業 | 図るため、防犯灯の整備を行うとともに、防 |
| 1 ' | | 犯灯のLED化を促進する。また、地域が設 |
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | 置する防犯灯の設置費を一部補助する。 |
| | 防犯カメラの普及促進に向け | 北九州市安全・安心条例に基づき、犯罪の起 |
| | | こりにくい安全・安心な環境を構築するた |
| 2 | た取組の推進 | め、市民等への防犯カメラの普及促進に向け |
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | た取組を推進する。 |
| | 安全で快適な歩行空間の整備 | すべての人が安全で快適に歩行できるよう、 |
| 3 | | 歩道の新設や拡幅、段差の解消を行うなど、 |
| 3 | | |
| | 都市整備局 道路計画課 | 利用しやすい歩行空間の整備を進める。 |
| | | 高齢者や障害のある人など、誰もが安全で快 |
| 4 | バリアフリー等の公園づくり | 適に利用できる公園づくりをめざすために、 |
| - | | 公園内のバリアフリー化等を推進する。 |
| | 都市整備局 みどり公園整備課 | |
| | 道路照明のLED化 | 夜間における交通事故の防止や通行の安全を |
| 5 | | 図るため、道路照明の整備を行うとともに、 |
| | 都市整備局 道路維持課 | LED化を促進する。 |

(2) 通学路等の安全確保

| | | 児童が安全に通学できる環境を整えるため、 |
|---|--------------------------------|----------------------|
| 1 | 通学路の安全対策の強化 | 「北九州市通学路交通安全プログラム」に基 |
| • | | づき、教育委員会や学校関係者、警察と一体 |
| | 都市整備局 道路計画課 | となって、通学路の安全対策を推進する。 |
| | 通学路防犯灯の充実 | 犯罪等の防止や子どもをはじめとして市民 |
| 2 | X 3 20 8 3 3 0 / 3 < 2 / 0 2 \ | が、より安全で安心して通行できるよう通学 |
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | 路の防犯灯の充実に向けた取組を推進する。 |
| | | 市内の小中学校等に防犯カメラを設置し、不 |
| 3 | 不審者の学校侵入対策 | 審者による侵入・事件発生を未然に防ぎ、児 |
| 3 | | 童生徒及び教職員の安全・安心な学習環境の |
| | 教育委員会 生徒指導課 | 確保を図る。 |

(3)空き家及び空き地の適正管理

| 1 | 空き家対策事業 | 北九州市空家等対策計画や北九州市空家条例に基づき、空き家対策の3 本柱である「空き家の発生予防啓発」、「空き家の活用促進」、「老朽空き家の除却等の促進」に取り |
|---|----------------|---|
| | 都市戦略局 空き家活用推進課 | 組む。 |

(4) 風水害対策の推進

| 1 | アンダーパス*の事故防止 対策 都市整備局 道路維持課 | ポンプや冠水警報装置等の点検・管理を着実に行うとともに、市民への啓発を推進する。 |
|---|-----------------------------------|---|
| 2 | 河川改修事業の推進 都市整備局 河川整備課 | 浸水被害を抑制するため、治水事業の根幹となる河川改修を推進する。 |
| 3 | 浸水対策事業の推進 上下水道局 下水道計画課 | 雨に強い安全・安心なまちづくりを目指し、計画的な雨水整備を着実に推進する。 |
| 4 | 居住誘導促進事業 都市戦略局 都市計画課 | 持続可能な都市経営の実現に向けた取組の一つ として、区域区分見直しにより市街化調整区域 に編入を行った地域等からバス路線沿線など公 共交通の利便性の高いまちなか(居住誘導区 域)への移転に係る費用の一部を補助する。 |
| 5 | 盛土等の安全対策 都市戦略局 開発指導課 | 盛土等による災害を防止するため、安全な盛土 等の整備や監視・指導などに取り組みます。 |

(5)公共施設等の耐震化・長寿命化の推進

| 1 | 橋梁・トンネルの長寿命化 への計画的な取組 | 効率的かつ効果的な施設の維持管理を図る ため、アセットマネジメントの考え方を取り 入れ、定期的な点検結果に基づき、橋梁・ |
|---|--------------------------|---|
| | 都市整備局 道路維持課 | トンネルの状態に応じた修繕工事を行うなど、 施設を長持ちさせる維持管理を推進する。 |
| 2 | 民間建築物耐震改修費等補助 事業 | 民間建築物の耐震化を促進するため、一定の 要件に該当する木造住宅やマンション、多数の 市民が利用する特定建築物等の耐震化及び ブロック塀等の除却に要する費用の一部を補助 |
| | 都市戦略局 建築指導課 | する。 |

| 3 | 海岸(高潮)事業 港湾空港局 整備課 | 災害に強い都市づくりの一環として、高潮等の 災害から市民の生命や財産を守るために、臨海 部において護岸整備を行う。(新門司北地区) |
|---|--------------------------|---|
| 4 | 上下水道の地震等対策推進 事業 | 自然災害や老朽化による漏水事故を未然に防ぐ 対策として、経年劣化した水道施設の更新や 耐震化を計画的に実施するとともに、災害等の 発生時でも安定した給水体制を確保するため、 送水管の整備等によるバックアップ機能の強化 にも取り組む。 |
| | 上下水道局 計画課、浄水課、下水道保全課、施設課 | また、地震時においても下水道の機能を確保 するための耐震化を推進する。 |

方向性皿 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実

1 青少年等の非行等からの立ち直り支援

(1) 非行等からの立ち直り支援の推進

| 1 | 北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業(再掲) 子ども家庭局 こども若様成課・子ども総合センター、総務市民局 安全・安心推進課、保健福祉局 地域医療課・医務薬務課教育委員会 生徒指導課 | 子どもの安全を守る「はいかい防止声かけ ネットワーク」や「就労支援」への取組を強化 するなど、青少年の非行防止施策を総合的かつ 積極的に展開する。 |
|---|--|--|
| 2 | 協力雇用主と連携した就労支援 | 非行歴のある青少年の就職促進やその受け皿となる協力雇用主の拡充を、福岡保護観察所と協働しながら図っていく。また、協力雇用主が、雇用した少年から損害を受けた場合の「見舞金」制度や「立ち直りを目指す非行少年への就労促進住居確保支援事業」などを実施することで、協力雇用主活動への支援と理解 |
| | 子ども家庭局 こども若者成育課 | 促進を推進する。 |
| 3 | 非行少年の立ち直り支援と 体制強化 | 非行少年の立ち直りと自立を促進するため、 学校、警察、地域等と連携して非行少年及びその家庭への支援を積極的に行う。また、教育委員会や警察等の関係機関と非行相談連絡会議を 定例開催し、教育・福祉の視点に立った取組を |
| | 子ども家庭局 子ども総合センター | 実施する。 |
| 4 | ネットトラブル等の防止 | インターネット上のサイトにおいて、児童生徒によるいじめや非行行為等の不適切な書き込み等の実態を把握し、ネットトラブル等の早期解決と未然防止に関する指導を推進する。スマートフォン等の使用方法については、北九州市 PTA 協議会などとも連携し、家庭でのルールづくりを推進する。また、教職員の対応力向上のための研修や保護者等へのリーフ |
| | 教育委員会 生徒指導課 | レットを作成・配布するなど啓発を行う。 |
| 5 | 非行防止活動の推進 | 北九州市いじめ・非行防止連絡会議において、 いじめや非行防止等に関係する機関・団体との 連携を図るとともに、学校警察連絡協議会 による街頭補導や薬物乱用防止教室、規範意識 育成教室等の実施により、児童生徒の健全な育 |
| | 教育委員会 生徒指導課 | 成を図る。 |

| | <u> </u> | , |
|---|-----------------------|---|
| 6 | 不登校対策の充実 | 不登校は児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、ふれあい合宿・不登校児童生徒療育キャンプの実施、長期欠席対策検討会議の運営、小中連携の研修会や取組の強化など、事案の未然防止・早期解決や、社会性の育成を |
| | | 含む多様な支援を行うことで問題解決に |
| | 教育委員会 生徒指導課 | 取り組む。 |
| 7 | いじめ対策の充実 | いじめは児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、未然防止に取り組むとともに事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。「北九州市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題に係る各種取組の実施により、いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに関係機関との連携等により、いじめ問題の解決 |
| | 教育委員会 生徒指導課 | を図る。 |
| 8 | スクールソーシャルワーカー* の活用 | 不登校や虐待等、問題を抱える児童生徒に対して、背景となっている家庭環境へ福祉的手法で 支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置 |
| | 教育委員会 生徒指導課 | し、支援体制の充実を図る。 |

(2)犯罪をした者の立ち直り支援

| 1 | 社会を明るくする運動 | 犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生に ついて理解を深め、犯罪のない明るい地域社会 を築くため、街頭キャンペーンなど、法務省主 |
|---|------------------|---|
| | 保健福祉局 総務課 | 唱の運動を推進する。 |
| 2 | 生活困窮者自立支援事業 | 生活困窮に至るおそれのある人の自立を促進するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援 |
| | 保健福祉局 地域福祉推進課 | 等を実施する。 |
| 3 | 依存症対策事業 | 薬物等の依存に苦しむ当事者に対し、回復支援 のための具体的なプログラムを提供し、抱えて |
| | 保健福祉局 精神保健福祉センター | いる問題の軽減を図る。 |
| 4 | 触法障害者支援事業 | 触法障害者に対して、逮捕・拘留時から速やかに支援を開始するとともに、犯罪行為を繰り返すことのないよう、司法・福祉・就労等の関係機関と連携して伴走型支援を実施する。 |
| | 保健福祉局 障害者支援課 | 阪内に住は0、1年に主义1度で大肥する。 |

| | セーフティネット住宅の登 | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の |
|---|-------------------------|-------------------------|
| | | 促進に関する法律に基づき、保護観察対象者等 |
| 5 | 録の促進 | を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸 |
| 5 | 郵(の))に注 | 住宅を北九州市に登録する制度について、不動 |
| | | 産関係団体等と連携して、制度の普及及び登録 |
| | 都市整備局 住宅計画課 | を促進する。 |
| | 市営住宅における住宅困窮 者への入居支援 | 市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に賃貸 |
| | | しており、連帯保証人が無くても入居可能であ |
| 6 | | る。特に、先着順募集及び常時募集について |
| | | は、市外在住者や 18 歳以上の若年単身者の入 |
| | | |
| | | 居を可能としており、入居要件を緩和すること |

2 安全・安心に関する相談及び支援体制

(1)安全・安心相談窓口の充実

| 1 | 民事介入暴力相談事業 総務市民局 安全·安心推進課 | 民事介入暴力相談員を配置し、民事介入暴力 等の相談に応じ、相談者の問題解決を図る。 |
|---|---|---|
| 2 | 安全・安心総合相談ダイヤル 事業 総務市民局 安全・安心推進課 | 市民生活の身近な安全・安心に関する相談を 受け付ける「安全・安心総合相談ダイヤル」 を円滑に運用し、市民等の相談機会の充実と 不安感解消を図る。 |
| 3 | 子ども・家庭相談コーナー 運営事業 | 各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を 設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談 に応じ、ひとり親家庭の自立支援、DV被害 者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じ た支援・対応を行い、関係機関との連携を行 う。 |
| 4 | 子ども家庭局 子育て支援課 児童虐待の早期発見・迅速 かつ適切な対応及び児童への支援のための連携強化 (再掲) | 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会などを通じて、関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員等に対する研修会の実施や市民啓発などに努める。 併せて、児童相談所へ通告・相談のできる全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」を |
| | 子ども家庭局 子ども総合センター | 広く周知する。 |

| | | 暴力団員の離脱・就労支援に関する相談窓口 |
|---|----------------|----------------------|
| | 元暴力団員の社会復帰対策推 | を設置するとともに、暴力団離脱者を雇用し |
| 5 | 進事業(再掲) | た事業者に対し、同離脱者の資格等取得費 |
| | | 用、引越費用の一部を補助することで、離 |
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | 脱・就労を促進し、暴力団の弱体化を図る。 |

(2)犯罪被害者等の支援体制の充実

| 1 | 犯罪被害者等支援事業 総務市民局 安全·安心推進課 | 「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」 及び「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県、福岡市と共同で設置・運営 し、犯罪被害者等の支援体制の強化を図る。 |
|---|---|--|
| 2 | 暴力団事務所撤去運動支援事業(再掲) | 市民等による暴力団排除の自主的な取組を支援し、社会全体での暴力団排除機運を更に高め、浸透させていくため、福岡県の制度と連携して、暴力団事務所として事務所を使わせないための市民運動・住民訴訟等の実施費用を補助する。 |
| 3 | 性暴力被害者等に対する総合 相談窓口の設置(再掲) | 性犯罪被害者が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び直接的支援を行う「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県、福岡市と共同で運営し、支援体制の強化を図る。また、被害者も加害者も生まないための取組として、福岡県の「福岡県性暴力加害者相談のフィックアをなって |
| 4 | 総務市民局 安全・安心推進課 性暴力被害者支援等に関する 広報・啓発等(再掲) 総務市民局 安全・安心推進課 | 窓口」の周知等を行う。 「性暴力被害者支援センター・ふくおか」のポスターやチラシ、カード等の広報物を市内公共施設に掲示・配架するとともに、市内転入者へ配布を行う。 |

(3)安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実

| 1 | 大規模災害に備えた備蓄整備事業 | 住民の生命身体を災害から保護するため、 大規模災害に備えた非常用の食糧及び飲料水 備蓄に加え、避難所生活に配慮した物資等を |
|---|-----------------|---|
| | 危機管理室 危機管理課 | 整備する。 |

| 2 | 認知症高齢者等安全確保事業 保健福祉局認知症支援·介護予防課 | 認知症などにより行方不明となった高齢者の早期発見・早期保護を図るため、「認知症行方不明者等 SOS ネットワークシステム」の運営や、GPS を活用した位置探索サービスの提供、二次元コード*を活用した「北九州市見守りシール」の配布により、認知症高齢者等の安全確保に取り組む。 |
|---|---|--|
| 3 | 救急医療体制の維持・確保 保健福祉局 地域医療課、 夜間・休日急患センター、 第2夜間・休日急患センター | 市民が夜間や休日においても、安心して医療を受けられるよう、夜間や休日における救急 医療体制の維持・確保を推進する。 |
| 4 | 防災拠点の整備 消防局 総務課、消防団課 | 人口動態や都市構造の変化、災害の大規模化 など、消防を取り巻く環境の変化に対応でき るよう、防災拠点である消防署・分署の改修 等を推進するとともに、消防団活動の拠点で あり地域防災の要となる消防団施設を整備す る。 |
| 5 | あんしん通報システム | 在宅の高齢者や重度の障害がある人等の家に 火災センサーやペンダント型送信機を付加し た緊急通報装置を設置し、火災や救急事案等 に対し、消防隊や救急隊が迅速な対応を行う とともに、緊急通報に対する民間警備員の駆 けつけや医療・福祉スタッフの通年24時間 体制の相談対応により、高齢者等が住み慣れ |
| | 消防局 予防課 保健福祉局 長寿社会対策課 | た地域で安心して生活できるよう支援を行う。 う。 |

方向性IV 安全・安心な都市イメージの発信

1 安全・安心に関する情報の提供

(1) 安全・安心に関する情報の提供

| 1 | 災害に関する情報の提供 | 災害に関する情報を迅速に収集し、災害情報 の自動配信やホームページへの防災情報の掲 |
|---|----------------------------|--|
| | 危機管理室 危機管理課 | 載等を行う。 |
| 2 | 外国人との共生社会の実現に 向けた環境整備事業 | 災害時等の緊急時に外国人市民に正確な情報 を迅速に伝えることなどを含め、多様性が力 となる多文化共生の推進に向け事業を実施す |
| | 政策局 国際政策課 | る。 |

2 安全・安心なまち北九州市の情報発信

(1)都市のイメージアップに資する情報の発信

| 1 | 都市イメージの向上 市長公室 広報戦略課 都市プランド創造局 MICE・エンターテインメント課 | 新聞、雑誌、テレビ、インターネット等の各種マスメディアへの情報発信を戦略的に行うとともに、映画・ドラマ等のロケ誘致や撮影支援を通じて、北九州市の知名度と都市イメージの向上を図る。 |
|--|--|--|
| 2 | 情報発信・取材協力事業 市長公室 広報戦略課 | 北九州市の知名度と都市イメージの向上を図るため、新聞、雑誌、テレビ、インターネット等のマスメディアを通じて北九州市を PR |
| | 都市ブランド創造局 MICE・エンターテインメント課 | する。 |
| みんなで創る「映画の街・ 市民レベルで共有するとともに するため、支援作品を活用して | 「映画の街・北九州」という都市ブランドを市民レベルで共有するとともに、全国に発信するため、支援作品を活用して、映画にゆかりのある市民・事業者が一同に集まるPRイ | |
| | 都市プランド創造局 MICE・エンターテインメント課 | ベントを開催する。 |
| 4 | 海外作品等誘致•支援事業 | 海外の映画・ドラマ作品の撮影を誘致することにより、北九州市の魅力を海外に発信し、 インバウンド*を増加させる。さらに、北九州市の映画文化を活用して、アジアの若者に 対する北九州市の知名度やイメージの向上を |
| | 都市ブランド創造局 MICE・エンターテインメント課 | 図る。 |

(2) 北九州市安全・安心条例の普及・啓発活動の推進

| 1 | 北九州市安全·安心条例 普及·啓発事業 | 北九州市安全・安心条例の制定趣旨・目的等 について理解を深めるための普及・啓発活動 を推進するとともに、安全・安心に関する取 |
|---|------------------------|--|
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | 組の成果を積極的に発信する。 |

特に配慮すべき対象への主な安全対策(すべて再掲)

1 子どもの安全対策

(1) 安全・安心に関する意識の高揚

| 1 | 子どもと女性の「防犯力アップ」事業 | 「地域安全マップづくり」や防犯の専門家 (日本ガーディアン・エンジェルス)による 体験型セミナーに加え、子どもを見守る立場 にある教員や保護者を対象とした「見守りセミナー」を通じて、子どもや女性の防犯意識 |
|---|---|---|
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | や危機回避能力の向上を図る。 |
| 2 | 児童虐待の早期発見・迅速 かつ適切な対応及び児童への 支援のための連携強化 | 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会などを通じて、関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員等に対する研修会の実施や市民啓発などに努める。併せて、児童相談所へ通告・相談のできる全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」を |
| | 子ども家庭局 子ども総合センター | 広く周知する。 広く周知する。 |

(2)子どもの見守り活動の推進

| 1 | 地域防犯対策事業 総務市民局 安全·安心推進課 | 市民の自主防犯意識の醸成を図るとともに、 地域の自主防犯活動への支援等を行い、 「安全・安心なまち北九州市」の実現を図 る。 |
|---|----------------------------|---|
| | | |
| | スクールヘルパーの配置 | 保護者や地域の方等を「スクールヘルパー」 |
| | | として学校に配置登録し、様々な知識や経験 |
| ~ | | を活かしながら、学校の教育活動を支援す |
| | 教育委員会 学校教育課 | る。 |

(3) 青少年の非行等を生まない環境の構築

| 1 | 北九州市「青少年の非行を生 まない地域づくり」推進本部 運営事業 | 子どもの安全を守る「はいかい防止声かけネットワーク」や「就労支援」への取組を強化 |
|---|---|--|
| , | 子ども家庭局 こども若者成育課・子ども総合センター、 総務市民局 安全・安心推進課、 保健福祉局 地域医療課・医務薬務課、 教育委員会 生徒指導課 など | するなど、青少年の非行防止施策を総合的かつ積極的に展開する。 |

(4) 通学路等の安全確保

| | | 児童が安全に通学できる環境を整えるため、 |
|---|-----------------|----------------------|
| 1 | 通学路の安全対策の強化 | 「北九州市通学路交通安全プログラム」に基 |
| ' | | づき、教育委員会や学校関係者、警察と一体 |
| | 都市整備局 道路計画課 | となって、通学路の安全対策を推進する。 |
| | 通学路防犯灯の充実 | 犯罪等の防止や子どもをはじめとして市民 |
| 2 | | が、より安全で安心して通行できるよう通学 |
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | 路の防犯灯の充実に向けた取組を推進する。 |
| | | 市内の小中学校等に防犯カメラを設置し、不 |
| 3 | 不審者の学校侵入対策 | 審者による侵入・事件発生を未然に防ぎ、児 |
| 3 | | 童生徒及び教職員の安全・安心な学習環境の |
| | 教育委員会 生徒指導課 | 確保を図る。 |

(5) 非行等からの立ち直り支援の推進

| 1 | 非行防止活動の推進 | 北九州市いじめ・非行防止連絡会議において、 いじめや非行防止等に関係する機関・団体との 連携を図るとともに、学校警察連絡協議会 による街頭補導や薬物乱用防止教室、規範意識 育成事業等の実施により、児童生徒の健全な |
|---|-------------|--|
| | 教育委員会 生徒指導課 | 育成を図る。 |

(6)安全・安心相談窓口の充実

| 1 | 児童虐待の早期発見・迅速 かつ適切な対応及び児童への 支援のための連携強化 | 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び 適切な支援を行うために、要保護児童対策地域 協議会などを通じて、関係機関との連携強化を 図るとともに、関係職員等に対する研修会の 実施や市民啓発などに努める。 併せて、児童相談所へ通告・相談のできる全国 |
|---|---|--|
| | | 共通ダイヤル「189(いちはやく)」を広く |
| | 子ども家庭局 子ども総合センター | 周知する。 |

2 女性の安全対策

(1)安全・安心に関する意識の高揚

| 男女共同参画基本計画推進事 業(配偶者等からの暴力対策事 業) | 1 | 子どもと女性の「防犯カアップ」事業 | 「地域安全マップづくり」や防犯の専門家 (日本ガーディアン・エンジェルス)による 体験型セミナーに加え、子どもを見守る立場 にある教員や保護者を対象とした「見守りセミナー」を通じて、子どもや女性の防犯意識 |
|---------------------------------------|---|-------------------|---|
| 男女共同参画基本計画推進事 業(配偶者等からの暴力対策事 業) | | 総務市民局安全 • 安心推進課 | や危機回避能力の向上を図る。 |
| 総務市民局 女性の輝く社会推進室 交換等を行い、関係機関の連携強化を図る | 2 | 業(配偶者等からの暴力対策事業) | 配偶者や恋人等、親しい関係にある人からの 暴力は重大な人権侵害であることを誰もが認 識し、暴力を容認しない意識の醸成のため、 広報・啓発事業を行うとともに、「北九州市 DV 対策関係機関連絡会議」の開催など情報 交換等を行い、関係機関の連携強化を図る。 |

(2) 性暴力を根絶するための取組の推進

| 1 | 性暴力被害者等に対する総合相 談窓口の設置 総務市民局 安全・安心推進課 | 性犯罪被害者が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び直接的支援を行う「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県、福岡市と共同で運営し、支援体制の強化を図る。また、被害者も加害者も生まないための取組として、福岡県の「福岡県性暴力加害者相談 |
|---|--|--|
| 2 | 性暴力被害者支援等に関する 広報・啓発等 総務市民局 安全・安心推進課 | 窓口」の周知等を行う。 「性暴力被害者支援センター・ふくおか」のポスターやチラシ、カード等の広報物を市内公共施設に掲示・配架するとともに、市内転入者への配布を行う。 |
| 3 | 性暴力根絶等に関する教育活動 | 「性差別等人権に関する教育」、「体や性の 仕組みに関する教育」、「性に関する心理学 的見地からの教育」、「性暴力及び性被害の 実情等に関する教育」などの総合的な教育 |
| | 教育委員会 生徒指導課 | を、児童・生徒の発達段階に応じて行う。 |

(3)安全・安心相談窓口の充実

| | 子ども・家庭相談コーナー 運営事業 | 各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を |
|---|-------------------|----------------------|
| | | 設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談 |
| 1 | | に応じ、ひとり親家庭の自立支援、DV被害 |
| ' | | 者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じ |
| | | た支援・対応を行い、関係機関との連携を行 |
| | 子ども家庭局 子育て支援課 | う。 |

(4)犯罪被害者等の支援体制の充実

| 1 | 犯罪被害者等支援事業 総務市民局 安全·安心推進課 | 「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」 及び「性暴力被害者支援センター・ふくお か」を福岡県、福岡市と共同で設置・運営 し、犯罪被害者等の支援体制の強化を図る。 |
|---|------------------------------|--|
| 2 | 性暴力被害者等に対する総合 相談窓口の設置 | 性犯罪被害者が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び直接的支援を行う「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県、福岡市と共同で運営し、支援体制の強化を図る。また、被害者も加害者も生まないための取組として、福岡県の「福岡県性暴力加害者相談 |
| | 総務市民局安全・安心推進課 | 窓口」の周知等を行う。 |
| 3 | 性暴力被害者支援等に関する 広報・啓発等 | 「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の ポスターやチラシ、カード等の広報物を市内 公共施設に掲示・配架するとともに、市内転 |
| | 総務市民局安全・安心推進課 | 入者へ配布を行う。 |

3 高齢者の安全対策

(1)安全・安心に関する意識の高揚

| | 住宅防火対策の推進 | 高齢者・障害のある人等への訪問活動を行 |
|---|------------|----------------------|
| 1 | 任石的人对从ONEE | い、防火・防災啓発の普及を図るとともに、 |
| | 消防局 予防課 | 火災及び焼死事故等の防止に努める。 |

(2)交通安全の推進

| 1 | 高齢運転者の交通安全対策 | 高齢運転者の個々の特性に応じて、安全運転 の継続の支援や、運転に不安がある方に対し ては運転免許証自主返納の支援を行い、高齢 |
|---|---------------|--|
| | 総務市民局安全・安心推進課 | 運転者による事故の防止に取り組む。 |

(3)消費生活等に関する安全・安心の推進

| 1 | 消費者啓発の推進 | 悪質化・巧妙化する消費者被害や二セ電話詐欺等を未然に防止するため、消費者自身が危機回避する行動や被害にあった場合の適切な対処法を身につけるため、北九州市消費者教育推進計画(仮称)の策定や啓発事業等を実 |
|---|----------------------|---|
| | 総務市民局 消費生活センター | 施する。 |
| 2 | 詐欺被害・犯罪加担行為防止 の取組 | 二セ電話詐欺など詐欺被害を未然に防止する ための電話機購入助成事業や、若者が詐欺事 案などに加担しないための啓発事業等を実施 する。 また、SNS型投資・ロマンス詐欺など、新 たな手口の詐欺被害を防止するため、警察と |
| | 総務市民局安全・安心推進課 | 連携して広報啓発を実施する。 |

(4) 地域の防災力の強化

| 1 | 避難行動要支援者避難支援 事業 | 家族から避難の支援が得られないことや自力で 避難することが困難な高齢者・障害のある人 (避難行動要支援者)の名簿を作成し、地域へ 情報を提供するとともに、避難行動要支援者ご とに個別避難計画を作成するよう支援すること で、災害時の自助・共助による避難支援の仕組 |
|---|--------------------|---|
| | 危機管理室 危機管理課 | みづくりを促進する。 |

(5)安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実

| 1 | あんしん通報システム | 在宅の高齢者や重度の障害がある人等の家に火災センサーやペンダント型送信機を付加した緊急通報装置を設置し、火災や救急事案等に対し、消防隊や救急隊が迅速な対応を行うとともに、緊急通報に対する民間警備員の駆けつけや医療・福祉スタッフの通年24時間体制の相談 |
|---|--------------------------|---|
| | 消防局 予防課 保健福祉局 長寿社会対策課 | 対応により、高齢者等が住み慣れた地域で安心 して生活できるよう支援を行う。 |

4 障害のある人の安全対策

(1) 安全・安心に関する意識の高揚

| 1 | 住宅防火対策の推進 | 高齢者・障害のある人等への訪問活動を行い、 防火・防災啓発の普及を図るとともに、火災及 |
|---|-----------|--|
| | 消防局 予防課 | び焼死事故等の防止に努める。 |

(2)地域の防災力の強化

| 1 | 避難行動要支援者避難支援 事業 | 家族から避難の支援が得られないことや自力で 避難することが困難な高齢者・障害のある人 (避難行動要支援者)の名簿を作成し、地域へ 情報を提供するとともに、避難行動要支援者ご とに個別避難計画を作成するよう支援すること で、災害時の自助・共助による避難支援の仕組 |
|---|--------------------|---|
| | 危機管理室 危機管理課 | みづくりを促進する。 |

(3)安全・安心に配慮した環境の構築

| 1 | 安全で快適な歩行空間の整備 | すべての人が安全で快適に歩行できるよう、歩 道の新設や拡幅、段差の解消を行うなど、利用 |
|---|---------------|--|
| | 都市整備局 道路計画課 | しやすい歩行空間の整備を進める。 |

(4)安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実

| 1 | あんしん通報システム | 在宅の高齢者や重度の障害がある人等の家に火災センサーやペンダント型送信機を付加した緊急通報装置を設置し、火災や救急事案等に対し、消防隊や救急隊が迅速な対応を行うとともに、緊急通報に対する民間警備員の駆けつけや医療・福祉スタッフの通年24時間体制の相談 |
|---|---------------|---|
| | 消防局 予防課 | 対応により、高齢者等が住み慣れた地域で安心 |
| | 保健福祉局 長寿社会対策課 | して生活できるよう支援を行う。 |

特記1 性暴力を根絶するための取組の推進

福岡県の性犯罪(不同意性交等、不同意わいせつ)認知件数は、令和5(2023)年に362件と前年比81件の増加となっています。令和5(2023)年6月に刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律が成立し、同年7月13日に施行しました。これにより、構成要件の一部が変更(拡大・明確化)され、公訴時効期間も延長されたため、今後は、さらに認知件数が増加する可能性があります。

福岡県では、性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため、平成31(2019)年3月に「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が制定されています。

この条例では、市町村の責務として、性暴力の根絶や子どもを性暴力から守ること、 性暴力の未然防止、性暴力の被害者支援などの基本理念に則り、性暴力事案が発生 しにくい生活環境の整備等、性暴力根絶に向けた取組の推進、性暴力の根絶及び 性暴力の被害者の支援に関する住民理解の促進等の努力義務が明記されています。

性犯罪の被害者は、心身に深い傷を負い、被害の回復が困難な事例も多く、また、 その被害を申告できないことも少なくありません。被害者支援の取組(相談体制)とともに、 加害者を生まないための取組(教育・広報啓発)や加害者の社会復帰支援(再犯防止) の観点など、総合的な視点で取組を推進することが求められます。

(件) ※北九州市は中間市と遠賀郡を含む数値 700 576 600 500 435 411 381 400 362 321 281 300 251 228 200 105 87 82 79 75 74 100 52 51 51 0 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 ■福岡県 ■北九州市 福岡県警察本部提供資料

福岡県及び北九州市における性犯罪認知件数の推移

また、性犯罪に関する法律の改正により、撮影罪が新設され(令和5(2023)年7月13日施行)、盗撮行為が全国一律の基準で処罰されるようになり、処罰の内容もより厳しくなりました。今後の動向に注視しつつ、引き続き、性暴力を根絶するための取組と併せて、必要な対策を講じていきます。

(1) 性暴力を根絶するための取組の推進

性暴力の被害者の多くは、女性や子どもであり、自主防犯意識の向上を図るため、 防犯の専門家等による性犯罪の実態を踏まえた防犯対策が必要です。

また、教育現場において、小学校・中学校など、児童・生徒の発達段階に応じた性暴力根絶・性暴力被害者の支援に関する教育、さらに、「被害者にならないこと」「加害者にならないこと」の両方の視点を取り入れた教育・啓発の取組の推進など、総合的な取組が重要です。

| | | 「地域安全マップづくり」や防犯の専門家 |
|---|--------------------|----------------------|
| | 子どもと女性の「防犯カアッ | (日本ガーディアン・エンジェルス)による |
| 1 | プ」事業 | 体験型セミナーに加え、子どもを見守る立場 |
| ' | ノ」 尹未 | にある教員や保護者を対象とした「見守りセ |
| | | ミナー」を通じて、子どもや女性の防犯意識 |
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | や危機回避能力の向上を図る。 |
| | | 「性差別等人権に関する教育」、「体や性の |
| 2 | 性暴力根絶等に関する教育 | 仕組みに関する教育」、「性に関する心理学 |
| | 活動 | 的見地からの教育」、「性暴力及び性被害の |
| | | 実情等に関する教育」などの総合的な教育 |
| | 教育委員会 生徒指導課 | を、児童・生徒の発達段階に応じて行う。 |

(2) 性暴力被害者等の支援に関する取組

性犯罪をはじめとする性暴力被害は、「他人に知られたくない」などの理由で、被害を誰にも相談できず、通報や相談が遅れることもあり、被害の潜在化を防ぐためには、相談体制の充実・強化が重要です。

また、被害者も加害者も生まない社会の実現のためには、性暴力に関する広報・啓発の充実も必要です。

| 1 | 性暴力被害者等に対する総合 相談窓口の設置 | 性犯罪被害者が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び直接的支援を行う「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県、福岡市と共同で運営し、支援体制の強化を図る。また、被害者も加害者も生まないための取組として、福岡県の「福岡県性暴力加害者相談 |
|---|--------------------------|--|
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | 窓口」の周知等を行う。 |
| 2 | 性暴力被害者支援等に関する 広報・啓発等 | 「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の ポスターやチラシ、カード等の広報物を市内 公共施設に掲示・配架するとともに、市内転 |
| | 総務市民局 安全・安心推進課 | 入者へ配布を行う。 |

特記2 犯罪をした者の立ち直り支援

全国の刑法犯認知件数は、平成14(2002)年をピークに年々減少しており、令和4年(2022)年にはピーク時の約5分の1まで減少しました。また、平成16(2004)年以降、検挙者数は減少している一方、検挙者に占める再犯者の割合は増加傾向であり、犯罪を減らすためには、再犯を防止することが重要です。

再犯を防止するためには、犯罪をした者等が<u>矯正施設</u>*等を出所する際、円滑に社会の一員として復帰できる環境が必要であることから、国では、平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定しました。

同法に基づき、平成29(2017)年12月には、「再犯防止推進計画」が、令和5(2023)年3月には、「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定され、国・地方公共団体・民間協力者等が連携し、再犯防止に向けた取組を推進する体制の強化が図られています。

北九州市においても、同法の制定等を受け、令和3(2021)年4月に、「第2次行動計画」を地方再犯防止推進計画として位置づけ、各種再犯防止施策を推進しました。

矯正施設等を出所した者は、出所時に仕事や住居がなく生活が不安定な者や高齢者や障害のある人などの福祉的支援が必要な者などがいますが、円滑な社会復帰ができないことから再び罪を犯してしまうと言われています。

こうしたことから、北九州市では、犯罪をした者等が矯正施設等を出所した後に、社会に おいて孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、地域における息の長い社会復帰支援を推進し、生い立ちや年齢、障害などの有無にかかわらず、 立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指します。

令和5年版「犯罪白書」 (平成15年~令和4年) (万人) 40 ~ 35.6 (%) 47.9 再犯者率 40 人 30 員 30 169,409 初犯書 20 20 88,226 10 10 再犯者 81,183 25 平成 15 令和元

刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

- ※ 1 警察庁の統計による。
 - 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 - 3「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

(1) 就労・住居の確保等

矯正施設等に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっており、また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べ約3倍と高くなっています。さらに、矯正施設等を満期で出所した者のうち約4割が適当な住居が確保されないまま矯正施設等を出所していること、そして、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかになっています。

こうしたことから、出所者の就労・住居確保のための総合的な取組が重要です。

※下記の事業は、立ち直りのために利用可能な一般施策の事業を掲載

| | | り形な一放心束の争業を拘取 |
|---|--|--|
| 1 | 生活困窮者自立支援事業 | 生活困窮に至るおそれのある人の自立を促進するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援等を実施する。 |
| | 保健福祉局 地域福祉推進課 | |
| 2 | 北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部 運営事業 子ども稼婦 こども若成顔・子ども総センター、 総務市民局 安全・安心推進課、 保健福祉局 地域医療課・医務薬務課、 教育委員会 生徒指導課 | 子どもの安全を守る「はいかい防止声かけネットワーク」や「就労支援」への取組を強化する など、青少年の非行防止施策を総合的かつ積極 的に展開する。 |
| 3 | 協力雇用主と連携した就労 支援 | 非行歴のある青少年の就職促進やその受け皿と なる協力雇用主の拡充を、福岡保護観察所と協 働しながら図っていく。また、協力雇用主が、 雇用した少年から損害を受けた場合の「見舞 金」制度や「立ち直りを目指す非行少年への 就労促進住居確保支援事業」などを実施する ことで、協力雇用主活動への支援と理解促進を |
| | 子ども家庭局 こども若者成育課 | 推進する。 |
| 4 | セーフティネット住宅の登録の促進 | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の 促進に関する法律に基づき、保護観察対象者等 を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸 住宅を北九州市に登録する制度について、不動 産関係団体等と連携して、制度の普及及び登録 を促進する。 |
| | 都市整備局 住宅計画課 | |
| 5 | 市営住宅における住宅困窮者 への入居支援 | 市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に賃貸しており、連帯保証人が無くても入居可能である。特に、先着順募集及び常時募集については、市外在住者や 18 歳以上の若年単身者の入居を可能としており、入居要件を緩和すること |
| | 都市整備局 住宅管理課 | で入居支援に取り組む。 |

(2)保健医療・福祉サービスの利用の促進

高齢者が、出所後2年以内に矯正施設等に再び入所する割合は、全世代の中で最も高くなっています。また、知的障害のある受刑者については、全般的に再犯に至るまでの期間が短いとされています。さらに、再犯に至る高齢者の中には認知機能の衰えが見られることもあることから、必要な福祉的支援に結びつけることが、犯罪の常習化を防ぐために重要です。

薬物事犯に代表される依存症対策については、薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に薬物依存症の患者である場合もあるため、その再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけではなく、薬物依存症の適切な治療・支援への取組が重要です。

※下記のうち、1の事業は立ち直りのために利用可能な一般施策の事業を掲載。

| 1 | 依存症対策事業 | 薬物等の依存に苦しむ当事者に対し、回復支援 のための具体的なプログラムを提供し、抱えて |
|---|------------------|---|
| | 保健福祉局 精神保健福祉センター | いる問題の軽減を図る。 |
| 2 | 触法障害者支援事業 | 触法障害者に対して、逮捕・拘留時から速やかに支援を開始するとともに、犯罪行為を繰り返すことのないよう、司法・福祉・就労等の関係 |
| | 保健福祉局 障害者支援課 | 機関と連携して伴走型支援を実施する。 |

(3) 学校等と連携した修学支援の実施等

家庭や学校に居場所がなく、疎外感・孤立感から非行行動に発展していくという 課題に対応するためには、学校や地域ボランティアと連携した悩み相談や学習支援、 体験活動等を通じて、少年が「自身の居場所や役割・存在価値」を見いだすことが重 要です。

また、次世代を担う子どもや青少年が、環境にかかわらず十分な学びの機会が得られるよう、学習支援の充実が求められます。

そのため、非行等により通学や進学を中断した少年に対しては、本人の意向を踏まえ、学校や保護司*、地域ボランティアなどが連携した支援・指導が重要です。

※下記の事業は、立ち直りのために利用可能な一般施策の事業を掲載

| 1 | ネットトラブル等の防止 | インターネット上のサイトにおいて、児童生徒によるいじめや非行行為等の不適切な書き込み等の実態を把握し、ネットトラブル等の早期解決と未然防止に関する指導を推進する。スマートフォン等の使用方法については、北九州市 PTA 協議会などとも連携し、家庭でのルールづくりを推進する。また、教職員の対応力向上のための研修や保護者等へのリーフ |
|---|-------------|--|
| | 教育委員会 生徒指導課 | レットを作成・配布するなど啓発を行う。 |

| 北九州市いじめ・非行防止連絡会議において、いじめや非行防止等に関係する機関・団体との連携を図るとともに、学校警察連絡協議会による街頭補導や薬物乱用防止教室、規範意識育成教室等の実施により、児童生徒の健全な育成を図る。 不登校は児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、ふれあい合宿・不登校児童生徒療育キャンプの実施、長期欠席対策検討会議の運営、小中連携の研修会や取組の強化など、事案の未然防止・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。 いじめは児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、未然防止に取り組むとともに事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。「北九州市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題に係る各種取組の実施により、いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに関係機関との連携等により、いじめ問題の解決を図る。 スクールソーシャルワーカー などもに、学校警察連絡協議会において、別事を製きの事業等により、いじめ問題を記るの事業を図る。 スクールソーシャルワーカー ないたがでは関係を関を抱える児童生徒に対して背景となっている家庭環境へ複雑的手法で | | | |
|--|---|---------------|-----------------------|
| 2 非行防止活動の推進 連携を図るとともに、学校警察連絡協議会による街頭補導や薬物乱用防止教室、規範意識育成教室等の実施により、児童生徒の健全な育成を図る。 不登校は児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、ふれあい合宿・不登校児童生徒療育キャンプの実施、長期欠席対策検討会議の運営、小中連携の研修会や取組の強化など、事案の未然防止・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。 いじめは児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、未然防止に取り組むとともに事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。「北九州市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題に係る各種取組の実施により、いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに関係機関との連携等により、いじめ問題の解決を図る。 不登校や虐待等、問題を抱える児童生徒に対し | | | 北九州市いじめ・非行防止連絡会議において、 |
| 2 による街頭補導や薬物乱用防止教室、規範意識育成教室等の実施により、児童生徒の健全な育成を図る。 不登校は児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、ふれあい合宿・不登校児童生徒療育キャンプの実施、長期欠席対策検討会議の運営、小中連携の研修会や取組の強化など、事案の未然防止・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。 いじめは児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、未然防止に取り組むとともに事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。「北九州市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題に係る各種取組の実施により、いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに関係機関との連携等により、いじめ問題の解決を図る。 スクールソーシャルワーカー 不登校や虐待等、問題を抱える児童生徒に対し | | | いじめや非行防止等に関係する機関・団体との |
| 1 | 2 | 非行防止活動の推進 | 連携を図るとともに、学校警察連絡協議会 |
| 教育委員会 生徒指導課 育成を図る。 | _ | | による街頭補導や薬物乱用防止教室、規範意識 |
| 不登校は児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、ふれあい合宿・不登校児童生徒療育キャンプの実施、長期欠席対策検討会議の運営、小中連携の研修会や取組の強化など、事案の未然防止・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。 いじめは児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、未然防止に取り組むとともに事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。「北九州市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題に係る各種取組の実施により、いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに関係機関との連携等により、いじめ問題の解決を図る。 スクールソーシャルワーカー 不登校や虐待等、問題を抱える児童生徒に対し | | | 育成教室等の実施により、児童生徒の健全な |
| 3 不登校対策の充実 あることから、ふれあい合宿・不登校児童生徒療育キャンプの実施、長期欠席対策検討会議の運営、小中連携の研修会や取組の強化など、事案の未然防止・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。 いじめは児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、未然防止に取り組むとともに事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。「北九州市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題に係る各種取組の実施により、いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに関係機関との連携等により、いじめ問題の解決を図る。 不登校や虐待等、問題を抱える児童生徒に対し | | 教育委員会 生徒指導課 | 育成を図る。 |
| 京育キャンプの実施、長期欠席対策検討会議の運営、小中連携の研修会や取組の強化など、事案の未然防止・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。 いじめは児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、未然防止に取り組むとともに事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。「北九州市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題に係る各種取組の実施により、いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに関係機関との連携等により、いじめ問題の解決を図る。 スクールソーシャルワーカー 不登校や虐待等、問題を抱える児童生徒に対し | | | 不登校は児童生徒に関わる最重要課題の一つで |
| 不登校対策の充実 | | | あることから、ふれあい合宿・不登校児童生徒 |
| 選営、小中連携の研修会や取組の強化など、事案の未然防止・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。 いじめは児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、未然防止に取り組むとともに事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。「北九州市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題に係る各種取組の実施により、いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに関係機関との連携等により、いじめ問題の解決を図る。 本登校や虐待等、問題を抱える児童生徒に対し | | 不登拉拉笙の女宝 | 療育キャンプの実施、長期欠席対策検討会議の |
| 含む多様な支援を行うことで問題解決に 取り組む。 いじめは児童生徒に関わる最重要課題の一つで あることから、未然防止に取り組むとともに 事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を 含む多様な支援を行うことで問題解決に取り 組む。「北九州市いじめ防止基本方針」に基づ く、いじめ問題に係る各種取組の実施により、いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに 関係機関との連携等により、いじめ問題の解決 を図る。 不登校や虐待等、問題を抱える児童生徒に対し | 3 | 小豆似刈床(V) (1) | 運営、小中連携の研修会や取組の強化など、 |
| 教育委員会 生徒指導課 取り組む。 いじめは児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、未然防止に取り組むとともに事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。「北九州市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題に係る各種取組の実施により、いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに関係機関との連携等により、いじめ問題の解決を図る。 不登校や虐待等、問題を抱える児童生徒に対し | | | 事案の未然防止・早期解決や、社会性の育成を |
| いじめは児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、未然防止に取り組むとともに事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。「北九州市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題に係る各種取組の実施により、いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに関係機関との連携等により、いじめ問題の解決を図る。 スクールソーシャルワーカー いじめは児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、未然防止に取り組むとともに事業の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。「北九州市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題に係る各種取組の実施により、いじめ問題の解決を図る。 スクールソーシャルワーカー | | | 含む多様な支援を行うことで問題解決に |
| 4 あることから、未然防止に取り組むとともに事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。「北九州市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題に係る各種取組の実施により、いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに関係機関との連携等により、いじめ問題の解決を図る。 スクールソーシャルワーカー 本ることから、未然防止に取り組むとともに事業の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組むとともに事業の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組むとともに事業の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組むとともに事業の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組むとともに事業の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組むとともに事業の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組むとともに事業の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組むとともに事業の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組むとともに表するようないる。ことはいるとものでは、またいのではないのでは、またいのでは、 | | 教育委員会 生徒指導課 | 取り組む。 |
| 事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。「北九州市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題に係る各種取組の実施により、いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに関係機関との連携等により、いじめ問題の解決を図る。 スクールソーシャルワーカー 不登校や虐待等、問題を抱える児童生徒に対し | | | いじめは児童生徒に関わる最重要課題の一つで |
| 4 含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。「北九州市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題に係る各種取組の実施により、いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに関係機関との連携等により、いじめ問題の解決を図る。 スクールソーシャルワーカー 含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組む。「北九州市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題に係る各種取組の実施により、いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに関係機関との連携等により、いじめ問題の解決を図る。 スクールソーシャルワーカー 不登校や虐待等、問題を抱える児童生徒に対し | | いじめ対策の充実 | あることから、未然防止に取り組むとともに |
| 4 | | | 事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を |
| 4 組む。「北九州市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題に係る各種取組の実施により、いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに関係機関との連携等により、いじめ問題の解決を図る。 本登校や虐待等、問題を抱える児童生徒に対し | | | 含む多様な支援を行うことで問題解決に取り |
| いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに 関係機関との連携等により、いじめ問題の解決 教育委員会 生徒指導課 を図る。 スクールソーシャルワーカー 不登校や虐待等、問題を抱える児童生徒に対し | 4 | | 組む。「北九州市いじめ防止基本方針」に基づ |
| 関係機関との連携等により、いじめ問題の解決 教育委員会 生徒指導課 を図る。 スクールソーシャルワーカー 不登校や虐待等、問題を抱える児童生徒に対し | | | く、いじめ問題に係る各種取組の実施により、 |
| 教育委員会 生徒指導課 を図る。 不登校や虐待等、問題を抱える児童生徒に対し | | | いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに |
| スクールソーシャルワーカー 不登校や虐待等、問題を抱える児童生徒に対し | | | 関係機関との連携等により、いじめ問題の解決 |
| | | 教育委員会 生徒指導課 | を図る。 |
| ヘノ ルノ ノャルノ ハ て | 5 | フクールハーシャルローカー | 不登校や虐待等、問題を抱える児童生徒に対し |
| 15 の活用 | | | て、背景となっている家庭環境へ福祉的手法で |
| 支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置 | | WidH | 支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置 |
| 教育委員会 生徒指導課 し、支援体制の充実を図る。 | | 教育委員会 生徒指導課 | し、支援体制の充実を図る。 |

(4) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

北九州市における再犯防止に関する取組は、地域において犯罪をした者の指導・ 支援に当たる保護司、少年の非行防止のため補導活動、環境浄化活動などを行う 少年補導員をはじめとする、多くの民間ボランティアの協力により支えられています。

これらの民間ボランティア等の民間協力者は、再犯の防止等に関する施策を推進する 上で欠かすことができない存在ですが、保護司をはじめとする民間ボランティアの高齢化 や減少傾向、民間ボランティア等の取組が地域社会において十分に認知されていない などの課題もあるため、民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進が重要です。

※下記の事業は、立ち直りのために利用可能な一般施策の事業を掲載

| L | 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 | | | |
|---|---|------------|-----------------------|--|
| Ī | | 社会を明るくする運動 | 犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生に | |
| | 4 | | ついて理解を深め、犯罪のない明るい地域社会 | |
| | - | | を築くため、街頭キャンペーンなど、法務省主 | |
| | | 保健福祉局 総務課 | 唱の運動を推進する。 | |

第5章 計画の推進

1 推進体制

この計画を着実に推進し、「日本トップクラスの安全なまち」及び「誰もが安心を実感できるまち」を目指すため、北九州市安全・安心条例第26条の規定による必要な推進体制の整備のために設置した「北九州市安全・安心推進会議」に、この計画に掲げる事業等の進捗を報告するとともに、安全・安心なまちづくりに関する施策について意見を聴取しながら行動計画の推進を図ります。

2 効果検証

北九州市安全・安心条例第28条の規定により、安全・安心なまちづくりに関する施策の進捗状況及び効果について、指標を設けて検証します。

検証にあたっては、市の基本構想・基本計画の事業評価を活用して、「計画(Plan) ⇒実行(Do)⇒評価(Check)⇒改善(Action)」のPDCAサイクルに沿って行い、計画期間中においても、社会情勢の変化などにより計画を取り巻く状況が大幅に変化した場合には、必要に応じて見直しを行います。

参考資料

- 1 北九州市安全・安心条例(条文)
- 2 北九州市安全・安心推進会議委員名簿
- 3 用語解説

北九州市安全•安心条例(平成26年北九州市条例第33号)

目次

- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進(第9条一第 14条)
- 第3章 安全・安心な環境の構築(第15条一第20条)
- 第4章 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実(第21条・第22 条)
- 第5章 安全・安心な都市イメージの発信(第23条・第24条)
- 第6章 推進体制等(第25条—第28条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪、災害、交通事故その他これらに類する様々な事態から市民の安全が守られ、市民が安心して暮らすことができるまちづくり(以下「安全・安心なまちづくり」という。)に関する基本理念を定め、市並びに市民、地域団体、事業者及び学校の設置者(学校その他これに類する施設を設置し、又は管理する者をいう。以下同じ。)(以下「市民等」という。)の責務を明らかにすることにより、市及び市民等が安全・安心なまちづくりの基本となる方向性を共有し、一体となってこれに取り組む社会の形成を図り、もって市民等及び本市を訪れる人が、安全・安心を実感することができるまちを実現し、安全・安心なまちづくりを次の世代に継承することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 安全・安心なまちづくりは、市民が互いに支え合い、思いやる良好な地域社会の中で、防犯、防災、青少年の非行防止、暴力団の排除等に取り組むとともに、これらの取組が次の世代に引き継がれるよう、安全・安心なまちづくりの新たな担い手を育むことにより推進されなければならない。
- 2 安全・安心なまちづくりは、子ども、女性、高齢者及び障害者に配慮すると ともに、安全・安心を脅かす事態の未然防止及びこれに対応するための体制の 整備を図ることを旨とし、次に掲げる事項を基本として取り組むものとする。
 - (1) 市民等は、安全・安心に関する意識を自ら高め、行動すること。
 - (2) 市及び市民等は、相互に連携を深め、安全・安心に関する環境の改善及び地域社会における防犯、青少年の非行防止その他の安全・安心に関する活動を協力して推進すること。
 - (3) 市は、警察その他の関係機関と相互に連携を深め、安全・安心に関する相談体制、安全・安心に関する市民等の取組に対する支援体制等の充実を図ること。
 - (4) 市及び市民等は、本市のイメージ向上のため、相互に、また、市内外に向けて、本市の安全・安心に関する情報の発信を行うこと。

(関係法令等)

第3条 安全・安心なまちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を尊重した上で、その個別の取組については、安全・安心なまちづくりに関係する法令 (条例を含む。)、計画等の定めるところにより実施するものとする。

(市民の責務)

- 第4条 市民は、安全・安心の確保について自ら知識を深め、主体的に行動するとともに、地域社会の一員として住民のきずなを深めるため、自治会その他の地域団体へ加入するなどして、安全・安心に関する活動への積極的な参加に努めるものとする。
- 2 市民は、市がこの条例に基づき実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(地域団体の責務)

- 第5条 地域団体は、連携して安全・安心に関する活動に取り組むとともに、安全・安心に関する情報の共有化を図るなどして、安全・安心なまちづくりに努めるものとする。
- 2 地域団体は、市がこの条例に基づき実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、安全・安心の確保について自ら知識を深め、主体的に行動するとともに、地域社会の一員として、安全・安心に関する活動への参加に努めるものとする。
- 2 事業者は、従業員の安全・安心に関する知識を深めるとともに、従業員の主体的な行動及び安全・安心に関する活動への積極的な参加を促進するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(学校の設置者の青務)

第7条 学校の設置者は、家庭、地域団体、市その他関係機関と積極的に連携を 図り、安全・安心に関する教育及び啓発並びに教育環境の整備を行うなどし て、安全・安心なまちづくりを推進するものとする。

(市の責務)

- 第8条 市は、市民等の安全・安心なまちづくりのための取組が円滑に推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、市民等及び警察その他の関係機関と相互に連携を図り、安全・安心なまちづくりのための施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するための体制を整備するものとする。
- 3 市は、前2項に定めるもののほか、安全・安心なまちづくりのために必要な 措置を講ずるものとする。

第2章 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進 (安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等)

第9条 市民等は、自らが犯罪、災害等の被害に遭わないよう、また自らが犯罪

等を行い、又は青少年の非行及び犯罪(以下「非行等」という。)を助長しないよう、必要な知識を習得し、安全・安心に関する市民運動に積極的に参加するとともに、安全・安心を脅かす事態を知った場合は、その通報等に努めるものとする。

2 市は、安全・安心に関する広報、啓発等を積極的に行うことにより、市民等の安全・安心に関する意識の高揚を図るとともに、市民等に対する情報提供、助言その他の支援を行うことにより、市民等の主体的な行動を促進するよう努めるものとする。

(交通安全の推進)

- 第10条 市及び市民等は、警察その他の関係機関と連携し、高齢者の交通事故の防止、飲酒運転の撲滅その他交通安全の推進に一体となって取り組むものとする。
- 2 学校の設置者は、幼児、児童、生徒及び学生(以下「児童・生徒等」という。)並びに保護者及び教職員に対し、交通安全に関する教育、啓発及び情報 提供を行い、交通安全に関する意識の高揚を図るとともに、交通安全に関する 運動への参加の促進に努めるものとする。

(自転車の安全な利用の推進)

- 第11条 市及び市民等は、警察その他の関係機関と連携し、自転車の安全な利用の推進に一体となって取り組むものとする。
- 2 自転車利用者は、関係法令を遵守し、及び歩行者等に対する注意を払って安全運転に努めるとともに、自転車による事故その他の不測の事態に備えるよう 努めるものとする。
- 3 市は、自転車の安全な利用を推進するため、自転車利用者の安全運転に関する意識の高揚を図るとともに、自転車の利用環境の整備に努めるものとする。

(暴力団の排除の推進)

- 第12条 市及び市民等は、安全・安心なまちづくりを行う上で、暴力団の排除 の推進が極めて重要であることを認識し、暴力団を利用しない・暴力団に金を 出さない・暴力団を恐れないということを基本に、警察その他の関係機関と連携し、暴力団の排除に一体となって取り組むものとする。
- 2 市及び市民等は、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識し、 暴力団との交際を厳に慎むとともに、事業者は、その行う事業により暴力団を 利することとならないよう努めるものとする。
- 3 市は、警察その他の関係機関と連携し、市民等の暴力団の排除に関する意識 の高揚を図るとともに、市民等による暴力団の排除の自主的な取組を支援する などして、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

(迷惑行為の防止の推進)

- 第13条 市及び市民等は、迷惑行為(北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例(平成20年北九州市条例第10号)第2条に規定する迷惑行為をいう。以下同じ。)が重大な犯罪を誘発する危険性を有することを認識し、相互に連携して、迷惑行為の防止に一体となって取り組むものとする。
- 2 市民等は、自ら迷惑行為を行わないようにするとともに、迷惑行為の防止を

推進するための活動への参加に努めるものとする。

3 市は、市民等に対して、迷惑行為の防止に関する教育及び啓発を行い、迷惑 行為の防止に関する意識の高揚を図るとともに、市民等が行う迷惑行為の防止 のための取組を支援するなどして、迷惑行為の防止のための施策を推進するも のとする。

(消費生活に関する安全・安心の推進)

- 第14条 市及び市民等は、消費者と事業者との間に情報の質及び量並びに交渉 力等の格差が存することを認識し、消費生活に関する安全・安心の推進に一体 となって取り組むものとする。
- 2 市民は、その消費生活の安全・安心を確保するため、必要な知識を自ら習得するとともに、必要な情報を収集する等自主的に行動するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、その供給する商品等について、消費者の安全及び消費者との取引 における公正の確保に努めるものとする。
- 4 市は、市民等に対して、消費生活に関する知識の普及及び啓発を行い、消費生活の安全・安心に関する意識の高揚を図るとともに、消費生活に関する情報提供、助言その他の支援を行うなどして、消費生活に関する安全・安心を確保するための施策を推進するものとする。

第3章 安全・安心な環境の構築

(地域における安全・安心に関する活動の推進)

- 第15条 市民は、安全・安心なまちづくりのため、居住地、就業場所等において、安全・安心に関する活動への参加及びこれを行う地域団体への加入に努めるものとする。
- 2 地域団体は、安全・安心に関する活動が継続的に行われるよう、市民の参加 意欲の向上及び参加者の拡大に努めるものとする。
- 3 事業者は、安全・安心に関する従業員の意識の高揚を図るなどして、従業員が安全・安心に関する活動に参加しやすい職場環境の構築に努めるものとする。
- 4 市は、安全・安心に関する活動への参加者の拡大に係る取組を支援するなど して、地域における安全・安心に関する活動の促進に努めるものとする。

(安全・安心に配慮した環境の整備)

- 第16条 市民は、自らが所有し、又は管理する土地及び建物について、安全・安心に配慮した整備及び管理を行うよう努めるものとする。
- 2 地域団体は、市と連携し、安全・安心に配慮した施設の整備及び管理を推進 するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、自らが所有し、又は管理する土地及び建物について、安全・安心に配慮した整備及び管理を行うとともに、都市開発に当たっては、安全・安心に配慮した環境の整備に努めるものとする。
- 4 市は、安全・安心に配慮した公共施設の整備及び管理を行うなどして、安全・安心な環境の構築に努めるものとする。

(空き家及び空き地の適正管理)

- 第17条 市民等は、自らが所有し、又は管理する建物及び土地のうち現に使用していないもの(次項において「空き家及び空き地」という。)について、周辺の生活環境を悪化させないよう適正に管理するものとする。
- 2 市は、空き家及び空き地について、適正な管理が行われるよう関係法令に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(通学路等の安全確保)

- 第18条 市民等は、通学路、公園その他の児童・生徒等が日常的に利用する施設(以下この条において「通学路等」という。)の安全を確保するため、通学路等の環境の整備、児童・生徒等の見守り活動への参加等に努めるものとする。
- 2 市及び学校の設置者は、市民等と連携し、通学路等の環境の整備、見守り活動の推進その他の取組により、通学路等の安全の確保に努めるものとする。

(繁華街の安全確保)

第19条 市、繁華街において店舗等を所有し、又は管理する者及び事業を行う者並びに繁華街の存する地域の市民等は、警察その他の関係機関と連携し、悪質な客引き行為、スカウト行為等の防止を図るとともに、防犯カメラの設置等安全・安心に配慮した設備を整えるなどして、繁華街の安全・安心な環境の構築に努めるものとする。

(青少年の非行等を生まない環境の構築)

- 第20条 市及び市民等は、相互に連携を深め、青少年の規範意識の醸成、安全・安心に関する教育、補導等の活動、薬物乱用等を助長する有害環境への対策、いじめの防止等のための対策その他の青少年の健全な育成のための取組を推進するものとする。
- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、その事業活動において、青少年の非行等が起こりにくい環境の構築に取り組むとともに、薬物の不正な販売その他の不法行為及び青少年の非行等を助長する活動を行わないものとする。

第4章 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実

(青少年等の非行等からの立直り支援)

- 第21条 市民及び地域団体は、青少年の非行等からの立直りを支援する社会の 形成に努めるものとする。
- 2 事業者は、青少年の非行等からの立直りを支援するため、就労機会の提供等 に努めるものとする。
- 3 市は、警察その他の関係機関と連携し、青少年の非行等に関する相談並びに 立直りのための修学支援及び就労支援の充実に努めるものとする。
- 4 市及び市民等は、青少年以外の者の立直りの支援については、前3項に定めるところに準じて取り組むものとする。

(安全・安心に関する相談及び支援体制)

第22条 市は、市民等の安全・安心を脅かす事態の未然防止を図るとともに、

- その対応のための体制、安全・安心に関する相談体制及び犯罪被害者等に対する支援体制の充実に努めるものとする。
- 2 市は、市民等が安全・安心を脅かす事態に係る通報及び情報提供を行いやす い仕組を構築するものとする。

第5章 安全・安心な都市イメージの発信

(安全・安心に関する情報の提供)

第23条 市は、警察その他の関係機関と連携し、市民等に対して安全・安心に 関する情報を提供する仕組を構築するものとする。

(安全・安心なまち北九州市の情報発信)

- 第24条 市は、市内外に向け、本市の安全・安心なまちづくりに関する取組等 についての情報の発信に努めるものとする。
- 2 市民等は、前項の情報を共有するとともに、その発信に努めるものとする。

第6章 推進体制等

(行動計画の策定)

第25条 市は、安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するため、行動計画を策定するものとする。

(推進体制)

第26条 市は、前条の行動計画に定められた施策を円滑かつ着実に実施するため、市民等及び国、福岡県その他の関係機関と連携し、必要な推進体制を整備するものとする。

(市職員の責務)

第27条 市職員は、自ら安全・安心なまちづくりに関する知識を深めるとともに、安全・安心に関する活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(効果検証)

- 第28条 市は、安全・安心なまちづくりに関する施策の進捗状況及び効果について、指標を設けて検証し、その結果を公表するものとする。
- 2 市は、安全・安心なまちづくりに関する施策の推進に当たり、安全・安心に 関する活動を行っている市民等からの意見及び提案を聴取するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(付属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 付属機関の設置に関する条例(昭和 38 年北九州市条例第 97 号)の一部を 次のように改正する。

[次のよう略]

北九州市安全•安心推進会議委員名簿

(令和6年11月1日現在)

| | | 委員名 | |
|----|-------------------------------|---------|--|
| 1 | 北九州市学校警察連絡協議会 会長(西南女学院高等学校校長) | 松下 範枝 | |
| 2 | 北九州市自治会総連合会 会長 | 高宮 歳継 | |
| 3 | 北九州市少年補導委員連絡協議会 会長 | 結城 教次郎 | |
| 4 | 北九州市青少年育成会協議会 会長 | 猪山功 | |
| 5 | 北九州市食生活改善推進員協議会 会長 | 小畑 由紀子 | |
| 6 | 北九州市女性団体連絡会議 会長 | 大河内 哲子 | |
| 7 | 北九州市PTA協議会 会長 | 穴井 秀和 | |
| 8 | 北九州市婦人会連絡協議会 会長 | 浜 和枝 | |
| 9 | 北九州市保護司会連絡協議会 会長 | 原田 幹雄 | |
| 10 | 北九州商工会議所 専務理事 | 羽田野 隆士 | |
| 11 | 北九州市立大学 防犯・防災プロジェクト リーダー | 福島 菜緒 | |
| 12 | 北九州市協力雇用主会 会長 | 野口 義弘 | |
| 13 | 一般社団法人 北九州市老人クラブ連合会 会長 | 髙橋 悦子 | |
| 14 | 北九州タクシー協会 会長 | 田中 亮一郎 | |
| 15 | 北九州中小企業団体連合会 会長 | 池田 幹友 | |
| 16 | NPO法人I-DO(アイディオ) 理事長 | 池田 純一 | |
| 17 | 日本ガーディアン・エンジェルス 理事長 | 小田 啓二 | |
| 18 | 福岡県防犯設備士協会理事長 | 下賀 一史 | |
| 19 | 北陸大学 経済経営学部教授 | 山本 啓一 | |
| 20 | 福岡県警察本部 生活安全総務課長 | 末﨑 誠吾 | |
| 21 | 北九州市副市長 | ◎ 江口 哲郎 | |
| 22 | 北九州市危機管理監 | 柏井 宏之 | |
| 23 | 北九州市総務市民局長 | ○ 三浦 隆宏 | |
| 24 | 北九州市保健福祉局長 | 武藤 朋美 | |
| 25 | 北九州市子ども家庭局長 | 小笠原 圭子 | |
| 26 | 北九州市都市戦略局長 | 上村 周二 | |
| 27 | 北九州市都市整備局長 | 石川 達郎 | |
| 28 | 北九州市消防局長 | 岸本 孝司 | |
| 29 | 北九州市教育委員会 教育長 | 田島裕美 | |

◎は会長、○は副会長

用語解説

| | 語句 | 説明 |
|----|------------------------------|--|
| あ | 青色防犯 | 自動車に青色回転灯を装備して自主防犯活動を実施す |
| | パトロール活動 | ること |
| | アンダーパス | 立体交差で掘り下げ式になっている下の道路 |
| ١١ | インバウンド | 外国人の訪日旅行 |
| え | NPO法人 日本ガーディアン・ エンジェルス | 安全パトロール等の犯罪防止に関する事業等を行い、 住民の生活の安全確保に努め、安全で住みよいまちづくりの推進に寄与することを目的として設立された 団体 |
| | SNS | Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、友達などとつながって、文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションをとったりするインターネット上のサービスのこと (例:LINE、YouTube、インスタグラムなど) |
| | SNS型投資・ロマン ス詐欺 | 犯人が投資や結婚等に関心を持つ被害者とSNSを通 じて直接会うことなく、関係を深めてお金をだまし取 る手口の犯罪 |
| き | 協力雇用主 | 犯罪、非行の前歴等のために定職に就くことが容易ではない保護観察又は更生緊急保護の対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間事業主 |
| | 矯正施設 | 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所 及び婦人補導院 |
| け | 刑法犯認知件数 | 警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数 |
| ざ | 罪種 | 犯罪の種類 |
| U | 市民意識調査における市政評価 | 毎年、市政に関する特定のテーマと市政全般について、市民の意識と市民の行政施策に対する評価・要望等を把握するための調査(市民意識調査)における市政に関する評価 |
| | シビックプライド | 自身が居住する地域への誇りと愛着 |
| ਰ | スクールヘルパー | 学校教育に深い理解と情熱があり、精力的に活動している地域の人が、通学路の安全確保や授業の手伝いなど、学校教育を支援する |

| | スクールソーシャル | 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、不登校 |
|---|--------------------------------|--|
| | ワーカー | や暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒が 置かれた複雑な家庭環境に働きかけたり、関係機関と の連携の強化を図る。 |
| | | |
| 世 | 生活安全パトロール隊 | 「自分たちの地域は自分たちで守る」を合言葉に、地域住民の方々が結成している自主防犯組織 |
| | 性暴力 | 性犯罪、DV、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの性的行為で、本人の同意がない又は対 |
| | | 等ではないなどの行為 |
| た | 体感治安 | 人々が感覚的・主観的に感じている治安の情勢 |
| | ターゲティング広告 | ユーザーの属性や閲覧履歴などの情報を基に、ユーザーのニーズに合った広告を配信する web 広告の手法 |
| ち | 地域安全マップ | 子どもの安全対策を図るため、子どもたち自身が防犯 |
| | | ボランティア等の指導のもと、実際にまちを観察して |
| | | 「どういった場所が危ないか」を知ってもらうために |
| | | 作成するマップ |
| で | DV | 配偶者や恋人、親子など親しい関係の人から加えられる。 |
| ١ | | る暴力(ドメスティック バイオレンス) |
| ے | 匿名・流動型犯罪グル _一 プ | 匿名・流動型犯罪グループとは、SNSを通じるなど |
| | | した緩やかな結び付きで離合集散を繰り返し、特殊許した緩やかなおどの意味を発展がある。 |
| | | 欺や強盗などの違法な資金獲得活動を行う集団です。 このグループの中には、資金の一部を暴力団に上納す |
| | | このブループの中には、真金の一品を暴力団に上納9 るなど、暴力団と関係を持つ実態も認められるほか、 |
| | | 暴力団構成員が匿名・流動型犯罪グループと共謀して |
| | | 犯罪を行っている事例もあり、暴力団の資金源になる |
| | | ことが懸念されます。 |
| な | ながら見守り | 買物やウォーキング又は営業活動等の日常生活の中で |
| | | 「防犯の視点」を持って、地域の子どもや女性、高齢 |
| | | 者などを見守る取組 |
| に | 二セ電話詐欺 | 身元を偽って電話をかけ、本人と信じ込ませて金銭等 |
| | | を騙しとろうとする詐欺の手口 |
| | 二次元コード | 横(水平)と縦(垂直)の両方向に情報を格納できる |
| | | コードのことで、QRコードなどがこれに該当する |
| ぱ | パトロールランニング | 防犯パトロールとランニングを掛け合わせた造語で、 |
| | (パトラン) | ランニングという日常的な趣味を防犯パトロールとい |
| | | う社会貢献に活かそうというもの |
| | パトランキタキュー | 北九州市及びその周辺地域にて、パトロールランニン |
| | | グを実施している団体 |

| ほ | 保護観察 | 犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生 |
|---|--------|--------------------------|
| | | するように、保護観察官及び保護司による指導と支援 |
| | | を行うもの |
| | 保護司 | 保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤 |
| | | の国家公務員であり、保護観察官と協力して保護観察 |
| | | の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を |
| | | 行う |
| ま | 窓から見守り | 児童及び生徒の登下校時に窓から通学路を見守る活動 |



北九州市安全・安心条例 第3次行動計画(アクションプラン)

発行日/令和7年4月

編集・発行/北九州市総務市民局安全・安心推進課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

TEL 093-582-2911 FAX 093-582-3889